

集団資源回収事業について

1 目的

市民が集団で資源物を回収する事業を集団資源回収とといいます。
集団資源回収実施の目的は次のとおりです。

- (1) 地域ぐるみで行う集団資源回収を推進すること。
- (2) ごみの減量化及び資源の有効利用を図ること。
- (3) ものを大切にすることを育てること。

2 登録団体

交付金を受けることができる団体は、次の全ての条件を満たす必要があります。あらかじめ市に集団資源回収実施団体（以下「登録団体」という。）として登録してください。

- (1) 営利を目的としない市内の地域団体（自治会、子ども会、生徒会、PTA、老人会及びこれらに類すると市長が認めた団体）
- (2) 定期的かつ継続的に集団資源回収を自ら実施する団体
- (3) 回収した対象資源物を適正に管理できる団体
- (4) 1回の回収で最大積載量が2トンのトラックおおむね1台分以上の量の対象資源物の回収が見込める団体または市に登録された資源回収業者（以下「登録業者」という。）に対象資源物を直接持込める団体

3 対象資源物


集団資源回収の対象となる資源物は次のとおりです。

ただし、市内の家庭から排出されるものに限ります。また、事業活動に伴うものは除きます。

(1) 紙類

ア 新聞

イ 段ボール

ウ 紙パック（のみ）

エ 雑誌・その他の紙（リサイクルできないものを除く。）※

※ リサイクルできないもの

封筒の粘着部分、防水加工紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、においのついた紙、
印画紙、感熱紙、圧着はがき、障子紙、金箔・銀箔が押してある紙、表面にビニールがはってある複合物など

(2) 缶類

ア スチール缶 (♻️のみ)

イ アルミ缶 (♻️のみ)

(3) びん類 (割れていないもの)

ア 一升びん

イ ビールびん

また、紙類またはびん類を那須塩原クリーンセンターへ搬入の場合は、最低でも合計の回収量が10キログラム以上ないと対象資源物としてはお預かりできません。また、茶色のびん(以下「茶びん」という。)と茶色以外の色のびん(以下「その他びん」という。)は搬入前に分別してください。

※登録団体が直接那須塩原クリーンセンターへびん類を搬入する場合は、「雑びん(※)」も交付金対象の資源物として取扱いします。

※雑びん…飲料用又は飲食用のものが入っていたびんに限ります。(農薬、殺虫剤などが入っていたびんは引取りできません。)

例 回収可…ワイン、焼酎、ジュース、酢、ドレッシング、ジャム、はちみつ、佃煮、風邪薬が入っていたびんなど。(ジャムなどがびんの中に残らないように、びんの中をよくゆすいでから出してください。キャップやふたは取り外してください。)

回収不可…農薬、除草剤、殺虫剤、劇薬などが入っていたびん。

4 登録手続

別紙「集団資源回収実施団体登録申請書」と交付金振込先通帳のコピーを、あらかじめサーキュラーエコノミー課に提出してください。

なお、交付金振込先通帳のコピーは金融機関名、口座種別、口座番号、名義人(漢字とカタカナの両方)が確認できるもの〔通帳の表紙と見開き1ページのコピーなど〕である必要があります。

また、登録団体名と振込先の口座名が異なる場合は、申請書の委任欄に☑をしてください。

5 登録変更

登録事項が変更になった場合、別紙「集団資源回収実施団体変更届」を提出してください。

また、振込口座に変更がある場合には、「振込先通帳のコピー」も併せて提出してください。

6 登録の抹消

登録を抹消したい場合、速やかにサーキュラーエコノミー課へ連絡をしてください。

1年以上集団資源回収を実施していない場合は、市が当該団体の登録を抹消することがあります。

その他、次の行為が認められた場合、登録を抹消することがあります。

- (1) 回収量の申告に虚偽がある場合
- (2) 他のごみステーションから資源物の持ち去りをするなど不正行為を行った場合

7 回収作業

- (1) できるだけ多く回収するために、ポスターの掲示や年間の回収予定をあらかじめ自治会長に報告するなど、地域の皆さんにお知らせしてください。
- (2) 集団資源回収を実施する前にあらかじめ登録業者と、回収日時、回収場所、回収品目の取り決めをします。
(回収場所としてごみステーションは使用しないでください。)
- (3) 家庭から対象資源物を回収し、登録業者に引渡してください。なお、びん類については、団体でそれぞれびんの本数を数えてから登録業者へ引渡しをしてください。
(回収した日以外に引渡す場合は、適正に管理、保管してください。)
- (4) 登録業者から集団資源回収伝票を受け取ります。
- (5) 登録業者との打合せで対象資源物以外のものを収集することも可能ですが、対象資源物以外のものは交付金の対象とはなりません。
- (6) 那須塩原クリーンセンターに直接搬入するびん類については、重量を量るのでびんの本数を数える必要はありません。段ボールやビニール袋など運搬しやすい荷姿で搬入可能です。
搬入前に茶びんとその他びんを分別し、搬入の際にリサイクルセンター棟でそれぞれのストックヤードに降ろしてください。
また、搬入の際に集団資源回収事業登録団体登録証の提示が必要となりますので持参してください。

8 交付金

市から集団資源回収の回収量に応じて登録団体に次のとおり交付金をお支払いします。

- (1) 紙類 回収量1キログラム当たり7円
- (2) 缶類 回収量1キログラム当たり7円
- (3) びん類 回収量1キログラム当たり10円（回収したびん類に0.8を乗じてそれぞれを加算し、重量に換算します。（乗じた際に1に満たない端数があるときは切捨ててから加算する。）

- (4) 登録団体が那須塩原クリーンセンターへ直接搬入した紙類 回収量10キログラム当たり70円（10キログラム未満は集団資源回収物としては預かりません。那須塩原クリーンセンターの計量棟で測定します。10キログラムを超えるときはこれを四捨五入します。）
- (5) 登録団体が那須塩原クリーンセンターへ直接搬入したびん類 回収量10キログラム当たり150円（10キログラム未満は集団資源回収物としては預かりません。那須塩原クリーンセンターの計量棟で測定します。10キログラムを超えるときはこれを四捨五入します。）

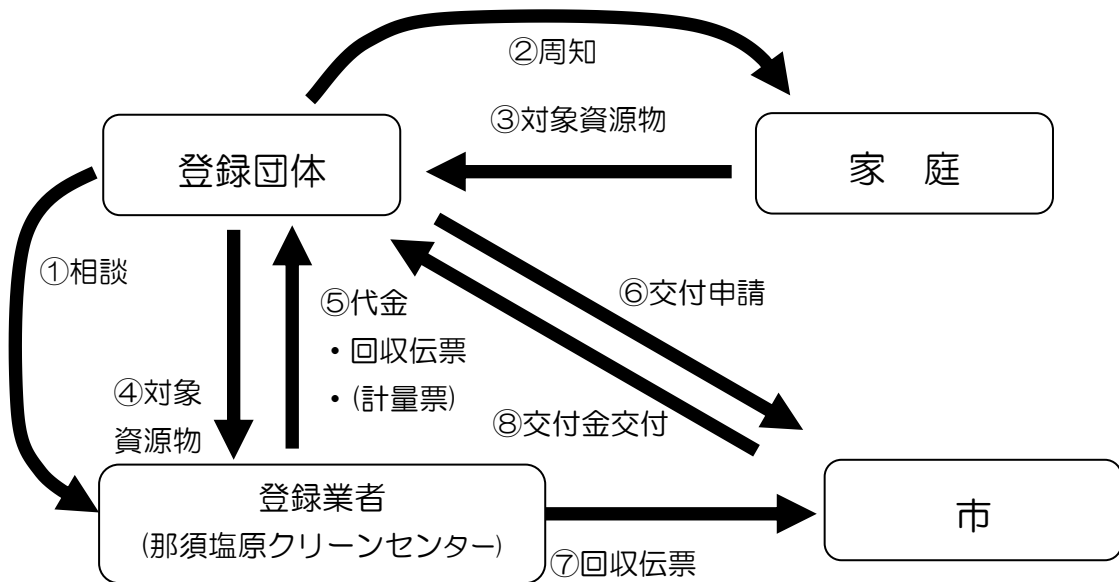
9 交付金の交付手続

- (1) 集団資源回収を実施した月ごとに回収実績をまとめて「集団資源回収登録団体交付金交付請求書」に集団資源回収伝票（団体申請用）を添えて、サーキュラーエコノミー課に提出してください。
また、登録団体が那須塩原クリーンセンターへ直接搬入した場合は、センター入口の計量棟で対象資源物の重量を量った計量票兼領収書をお渡ししますので、「那須塩原市集団資源回収登録団体交付金交付請求書」に計量票兼領収書を添えて、サーキュラーエコノミー課に提出してください。
- (2) 請求は集団資源回収を実施した月の翌月末までをお願いします。（ただし、3月分は翌月10日までに請求してください。）
- (3) 交付金は登録された口座に振込みします。

10 その他

登録団体は回収した量を把握し、今後の活動の指針にしてください。

交付金交付の流れ



- ① 登録業者と集団資源回収の日取りや品目などを相談します。
- ② ポスターを掲示するなどして地域に周知します。
- ③ 家庭から対象資源物を回収します。
- ④ 集めた対象資源物を登録業者に引き渡します。
(集めた紙類またはびん類を那須塩原クリーンセンターへ搬入します。)
- ⑤ 登録業者から代金と回収伝票を受け取ります。
- ⑥ 市に回収伝票（計量票）を添えて交付金交付請求書を提出します。
- ⑦ 登録業者から回収伝票が市に送付されます。
- ⑧ 市から交付金が交付されます。